

各都道府県会計管理者
各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県庁舎管理等担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長
各指定都市庁舎管理等担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

警備業務の調達における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について(通知)

標記の件について、別添のとおり、警察庁生活安全局生活安全企画課長から当職あてに、警備業務の調達における低入札価格調査制度の価格基準についての周知依頼がありました。

総務省においては、地方公共団体に対し、原則として全ての請負契約に低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入するよう要請してきたところですが、令和7年9月に公表した低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況に関する調査結果では、工事請負契約以外の契約について制度の導入が進んでいないことが明らかとなり、また、この理由として、制度導入に当たってのノウハウがないといった課題が挙げられているところです。

こうした状況を踏まえ、今般、警察庁において、警備業務の調達における低入札価格調査制度の価格基準について、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準が定められましたので、当該基準を参考に、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入していただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

別添

警察庁丁生企発第 79 号
令和 8 年 2 月 13 日

各府省庁等契約担当課長 殿
総務省自治行政局行政課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

各府省庁等における警備契約に関する低入札価格調査基準の検討依頼について

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁を図ることとされています。

これを受けて、官公需における各府省庁等の契約において、受注企業の労務費・原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」（令和 7 年 12 月 16 日府省庁等申合せ）のとおり、令和 7 年度末までに順次、低入札価格調査基準の見直しを行う等の申合せが行われたところです。

つきましては、警備業務に係る競争契約において、予定価格算出の基礎として「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務労務単価」、「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務積算要領」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を用いる場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準（低入札価格調査基準）に係る現場業務の適切な履行に必要な経費の目安については、その者の申込みに係る価格が、予定価格算出の基礎となった直接人件費の額と、直接物品費の額と、業務管理費の額に 10 分の 3 及び一般管理費等の額に 10 分の 3 をそれぞれ乗じて得た額との合計額に満たない場合とするなど、業務内容や地域の実情等に応じ、労務費等の適切な価格転嫁が図られるよう、貴府省庁等において検討見直しの際に御配意頂くとともに、関係する部局及び地方自治体にも周知をお願いいたします。

なお、基準の見直しにあたっては、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 102 条の 3 の規定に基づく財務大臣（財務省主計局法規課）への協議を要する旨申し添えます。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課警備業係
電話番号 03-3581-0141 (3041・3042・3043)